

市長から財産区管理委員会に諮問する事項について

芦屋市^{打出}財産区共有財産管理委員会規則第2条に規定されています市長の^{芦屋}諮問事項は、以下の内容となります。

1. 共有財産の一部又は全部の処分に関すること。
事例：公共事業の実施に伴う共有財産の売却処分。
※ 共有財産の処分は、国土交通省六甲砂防事務所への堰堤用地の売却など、基本的に公用（公共事業等）に限定され、県知事の同意が必要となります。
2. 共有財産の価値を減少させ、又はその形態を変更させる処分に関すること。
事例：土地の交換。
※ 他に土地の利用方法の変更などがありますが、当財産区の共有財産は大半が保安林と山林のため、該当事例はありません。
3. 共有財産の使用関係の設定、制限又は変更その他重要と認められる管理行為に関すること。
事例：水道部、関西電力等への、施設設置を伴う新たな貸付け。
民間事業者への継続的な貸付け。（マンション駐車場など）
高圧線等の設置に伴う地役権の設定。
※ 建築工事に伴う駐車場など、一時的な共有財産の貸付けについては、事務局（用地管財課）の判断により貸付けしています。
4. その他市長が必要と認める事項。
事例：財産区に関する条例・規則等の改廃に関すること。
年度予算及び決算に関すること。